

都市再生安全確保計画の ワンポイント事例集・Q&A集

内閣府
国土交通省

(令和4年3月)

都市再生ホームページ「都市再生安全確保計画制度について」

<http://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html>

I：本資料の活用について

- 「都市再生安全確保計画」は、平成24年の都市再生特別措置法改正による制度創設以来、現在（令和3年3月時点）までに、27計画（※1）作成されており、引き続き、未着手の地域における新規作成や、策定済の地域における計画の検証・改善を通じた計画内容の高度化を図るとともに、計画に位置づけられた取組の実効性を高めていくことが重要である。
- 「都市再生安全確保計画」は、地域の都市開発事業等を、防災性能の向上に効果的に結びつけ、滞在者等の安全の確保を図るとともに、より幅広く、都市の安全性、信頼性を高めていくことで、地域の経済社会の健全な発展を促し、法の目的である都市再生を推進するという認識のもとで作成される必要がある。また、計画の作成にあたっては、できることから計画し、継続的に計画の見直しを行って充実させていくという認識が重要と考えられる。
- この「事例集・Q&A集」は、既に作成した地域の優れた計画事例や、よく問われるQ&A等を紹介することで、今後の計画作成・改定の一助となることを期待して作成したものであり、「都市再生安全確保計画 作成の手引き」（以下、手引き）の関連記載箇所を明記しているので、併せて活用いただければ幸いである。
- なお、紹介する事例は、都市再生安全確保計画に基づく取組のほか、エリア防災計画（※2）に基づく事例も対象としている。また、都市再生安全確保計画およびエリア防災計画の計画内に記載がなくても、同計画に関連する取組についても、事例掲載の対象としている。
- また、「事例集・Q&A集」はHPで公開し、今後、各エリアでの「都市再生安全確保計画」の策定に役立つ新しい情報を、適宜追加していくこととしており、定期的にご参照いただきたい。

内閣府、国土交通省

※1 辻堂駅周辺地域（指定解除により現在は任意計画）を含み27計画としている。
※2 エリア防災計画： 帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生特別措置法の都市再生安全確保計画に準じた計画（H31.4.1都市安全確保促進事業制度要綱）

第1版	平成26年10月	第4版	平成29年4月
第2版	平成28年4月	第5版	令和3年3月
第3版	平成28年9月	第6版	令和4年3月

Ⅱ：ワンポイント事例集

NO.	事例タイトル	事例
1	計画の検証・改善 スパイラルアップのしくみ構築	札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画
2	計画の検証・改善 ワークショップによる検証	池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画
3	計画の検証・改善 関連ガイドラインの作成	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画
4	計画の検証・改善 課題の明示	渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画
5	計画の検証・改善 潜在的な課題の抽出	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画
6	退避施設等の確保促進 民間空地の活用	中之島地域都市再生安全確保計画
7	退避施設等の確保促進 退避施設の拡充	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画
8	退避施設等の確保促進 協力施設の不安軽減①	仙台駅周辺帰宅困難者対応指針（エリア防災計画）
9	退避施設等の確保促進 協力施設の不安軽減②	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画
10	退避施設等の確保促進 防災機能の評価	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画
11	退避施設等の確保促進 指定基準の明示	新大阪駅周辺地区エリア防災計画
12	退避施設等の確保促進 多様な施設の確保による対応力の向上	京都駅周辺地域都市再生安全確保計画
13	様々な状況の想定 津波災害リスクへの対応	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画
14	様々な状況の想定 複数ケースの想定	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画
15	要支援対象者への対応 優先受入ルールの設定	渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画
16	要支援対象者への対応 情報の多言語化	みなとみらい21地区都市再生安全確保計画
17	要支援対象者への対応 様々な対象者を想定した訓練	仙台駅周辺帰宅困難者対応指針（エリア防災計画）
18	対応体制の強化 企業のBCPとの連携	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画
19	対応体制の強化 一斉帰宅抑制	三宮駅周辺地域都市再生安全確保計画
20	対応体制の強化 隣接地区間の連携	大宮駅周辺地域・さいたま新都心駅周辺地域都市再生安全確保計画
21	対応体制の強化 発災時の関係者の連携	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画
22	対応体制の強化 発災時対応の発動基準の明示	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画
23	対応体制の強化 継続的なエネルギー源の確保	札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画
24	対応体制の強化 エリアマネジメント組織の活用①	みなとみらい21地区都市再生安全確保計画
25	対応体制の強化 エリアマネジメント組織の活用②	大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生安全確保計画
26	新技術の活用 一時滞在施設の満空情報	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画
27	新技術の活用 情報共有プラットフォームの構築	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画
28	感染症対策の検討 図上訓練	みなとみらい21地区都市再生安全確保計画
29	感染症対策の検討 実動訓練	京都駅周辺地域都市再生安全確保計画

※ 事例集内では、上記の各種計画について下線部の部分に省略して記載している。

都市再生安全確保計画の内容の改善・更新はどのように考えるのが良いか。



たとえば

PDCAサイクルの実施を通じた内容の改善・更新による
スパイラルアップの考え方を都市再生安全確保計画に記載

【札幌駅・大通駅周辺地区】

- 札幌都心地域では、優先度の高いエリアから計画策定するとともに、着手可能な対策から順次計画に盛り込み、段階的に計画を変更するという、PDCAを通じたスパイラルアップを目指す考え方が明示されている。
- PDCAを担う実行組織として札幌市都心地域帰宅困難者等対策協議会を位置づけ、帰宅困難者等対策訓練の実施等による検証や協議会の開催等の仕組みを構築（Doを補完する訓練実施）。
- 平成30年北海道胆振東部地震時には、一時的な滞在場所を求める旅行者が一部の避難所に集中し、地域住民の避難スペースが不足したことを踏まえ、旅行者の滞在先を確保するため、「災害時における旅行者の受入れ等に関する協定」に基づく宿泊施設との連携・協力体制を構築し、これに関する計画内容を充実させる改定を実施（実災害のDoをCheck、Actionの取組に展開）。



2. 計画の検証・改善 ワークショップによる検証

都市再生安全確保計画の取組の検証は、具体的にどのように取り組めば良いか。



現地の危険な箇所や地区が抱える課題などを共有し、今後の対策に反映させるためのワークショップを開催

【池袋駅周辺地域】

- 都市再生緊急整備協議会の会員企業と連携し、災害時に想定される状況や対応、危険な箇所などを関係事業者や利用者（池袋駅鉄道4事業者、集客施設、学生等）と意見交換・情報共有する「池袋のブランディングワークショップ」を平成29年に計4回開催。
- 池袋駅周辺のまち歩きや駅周辺の課題等について議論し得られた、災害時に向けて活用できる資源や要配慮者対応等のアイデアについて、計画にフィードバック。



3. 計画の検証・改善 関連ガイドラインの作成

都市再生安全確保計画の内容の実効性を高めるためにどのような取組が有効か。

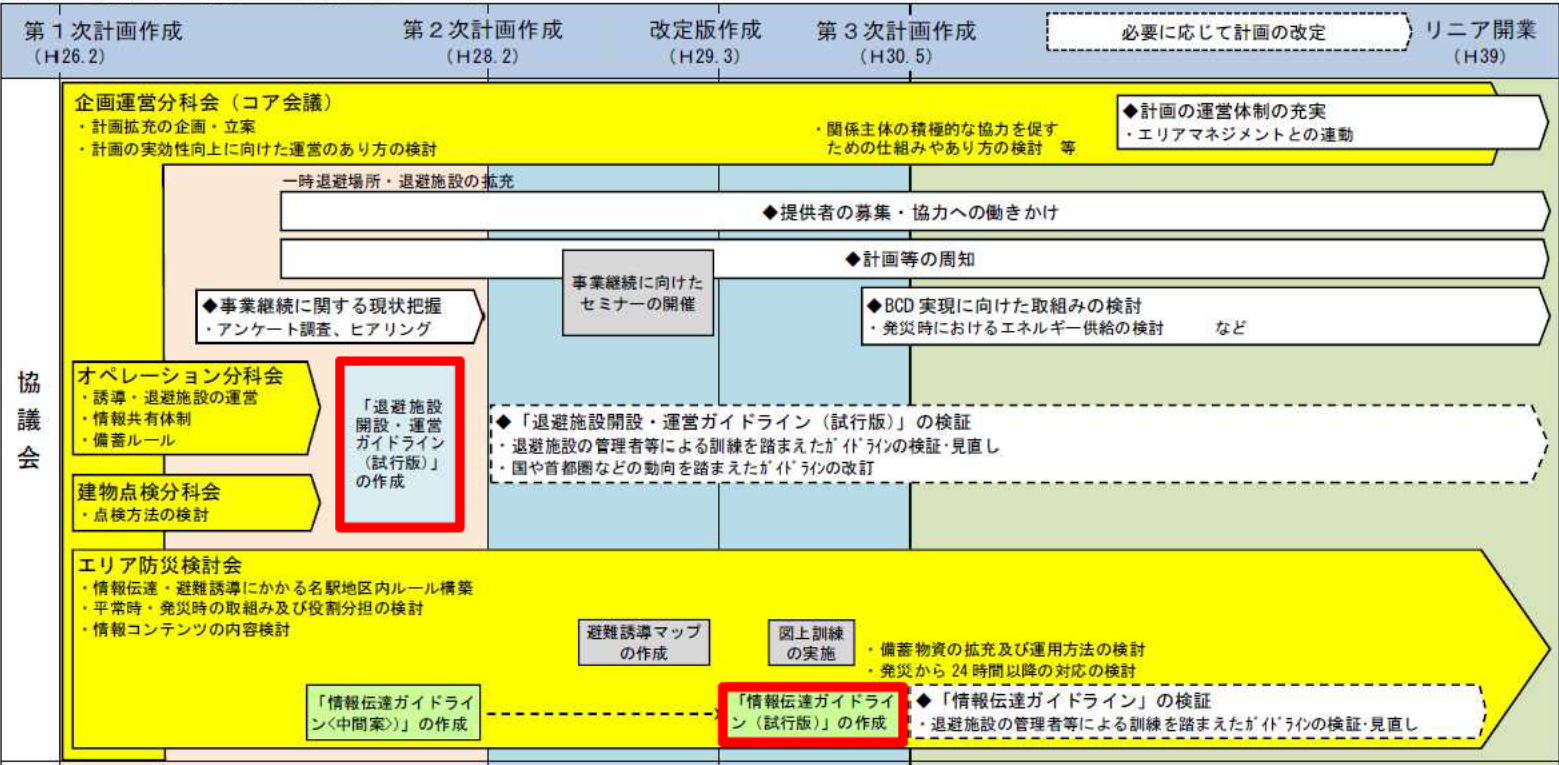


たとえば

都市再生安全確保計画に関連する、退避施設の開設・運営等に関するガイドライン等を別途作成し、機動的・定期的な更新を実施

【名古屋駅周辺地区】

- 名古屋駅周辺地区では、都市再生安全確保計画に関連する退避施設の開設・運営等に関するガイドラインを別途作成し、機動的な更新が可能な仕組みを構築。
- 各ガイドラインと都市再生安全確保計画のロードマップを作成し、検討状況や関連性、今後の取組予定がわかるように示されている。



(出典) 名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画

都市再生安全確保計画に関する様々な課題に対してどこから着手するとよいか。



たとえば

都市再生安全確保計画に優先的に取り組む課題を明示し、段階的な取組の充実につなげる

【渋谷駅周辺地域】

- 渋谷駅周辺地域では、都市再生安全確保計画において、優先して取り組むべき課題を整理し、段階的に取組を推進。

優先して取り組むべき課題

- 一時退避場所の不足を解消する有効対策を検討する。
- 災害時に滞留者を、一時退避場所や帰宅困難者支援(受入)施設等へ誘導するための手段、経路、担い手、役割分担等について検討する。
- 要配慮者への支援体制や一時退避場所や帰宅困難者支援(受入)施設への優先的な誘導について検討する。
- 一時退避者の密度が特に高い宇田川町の南や、人の集中しやすい渋谷駅周辺の滞留者の安全確保の対策を考える。
- 有効な情報収集、伝達、共有の方法について検討し、担い手や役割分担を考える。

潜在的な課題を抽出するにはどのような検討や訓練を行ったら良いか。

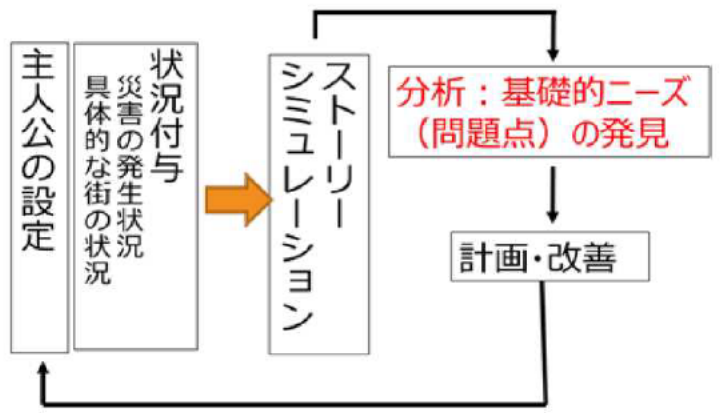


たとえば

ストーリーシミュレーションにより、潜在的な課題を抽出するとともに、新たな防災対策の検討を実施。

【大手町・丸の内・有楽町地区】

- 「ストーリーシミュレーション※」により、得られた状況像を分析・考察することにより災害環境と人間の対応関係等の防災計画上の要点、課題を導き、得られた課題に対する新たな防災政策の検討を検討している。



■ストーリーシミュレーションの実施

※ストーリーシミュレーションとは、「未知・未経験の災害時の、まだ明らかにされていない潜在的な課題を抽出することを目的として、検討の対象となる場を設定して、ここに役割を持たせた「主人公（人間モデル）」を置き、このモデルの行動を追跡的に想像、想定することによって場に内在する諸状況を、災害状況像として捉え表現する手法」である。

典型 就業者	大丸有で働いている 一般的な就業者	大丸有で働いている物 販店就業者	大丸有で働いている飲 食店就業者
典型 来街者	大丸有の鉄道駅に居 あわせた人	他地区から大丸有に仕 事で訪れた就業者	大丸有に買い物に来た お客
	大丸有地区に居たタ クシー運転手	大丸有に居た医療関係 者	大丸有に居た外国人観 光客（宿泊先は別地区）
	大丸有に居た日本人 観光客（土地勘のあ る人）	大丸有に居た日本人観 光客（土地勘のない人）	
特殊な 属性	生活習慣病もち	体力不足	元気な老人
	外国人ツアー添乗員	親とはぐれた中学生	軽い負傷者
	インフルエンザ	トランスジェンダー	

■主人公の設定（例）

6. 退避施設等の確保促進 民間空地の活用

一時退避場所・退避施設として、どのような施設を確保すればよいか。



たとえば

【中之島地域】

- ・中之島地域では、古い建物の建替えや遊休地を活用した新しい都市開発事業が進行中。
- ・都市再生安全確保計画では、一時退避場所として、公園に加え公開空地も多く位置づけ。
- ・周辺地域からの避難者の流入等も考慮し、不足が生じれば、都市開発事業の整備に併せた一時滞在スペース（屋内）の拡充の検討を進めることも計画に記されている。



■中之島3丁目公開空地

（出典）都市緑化機構提供資料

（出典）中之島地域 都市再生安全確保計画（H28.6）

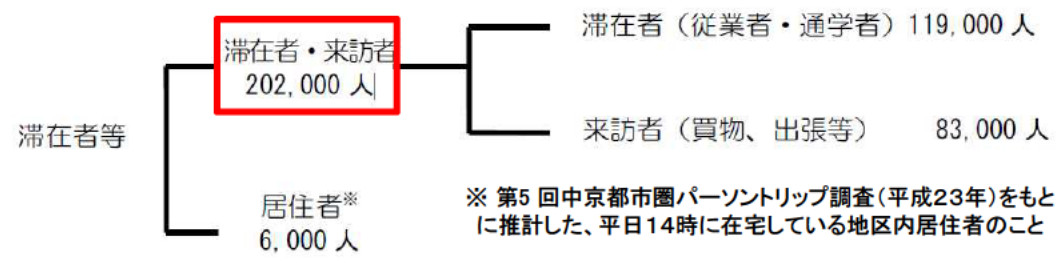
7. 退避施設等の確保促進 退避施設の拡充

退避施設の拡充に向けてどのような取組が有効か。



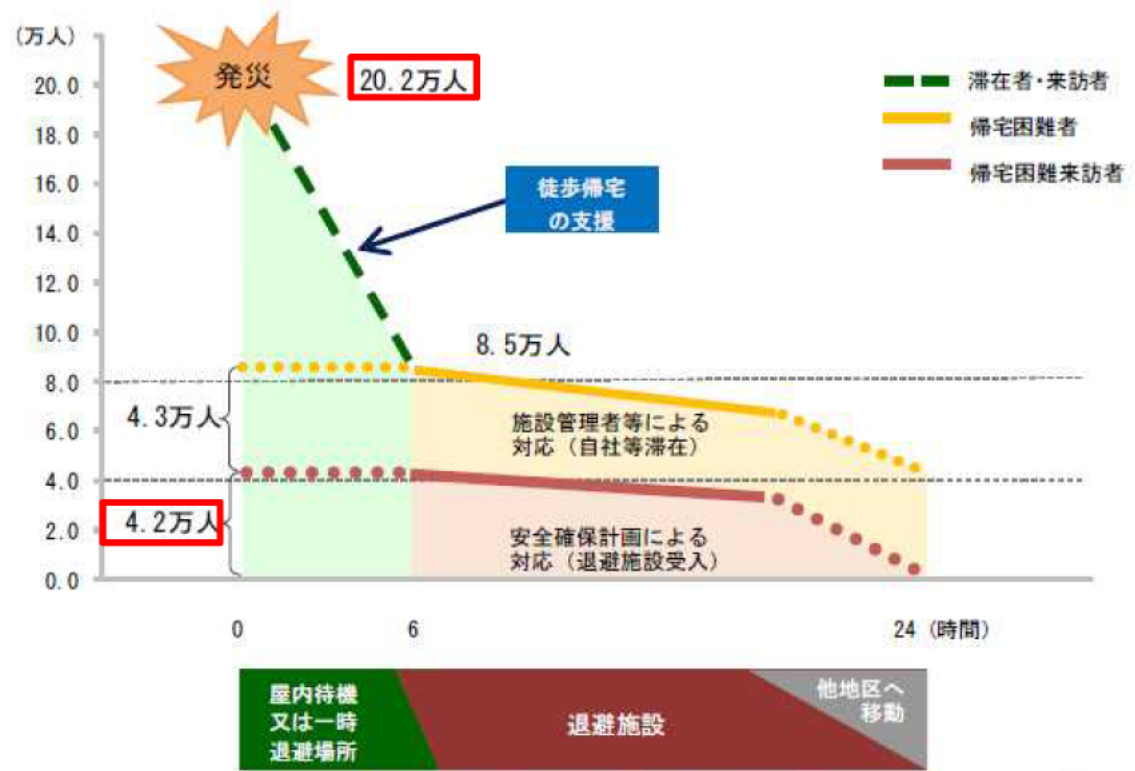
たとえば

新規開発のタイミングを捉え、開発段階からの働きかけを積極的に行い、退避施設を順次拡充。



【名古屋駅周辺地区】

- 名古屋駅周辺地区では、平日14時時点で最大20.2万人の滞留者・来訪者が見込まれ、そのうち、行き場の無い帰宅困難来訪者4.2万人を退避施設に受け入れるための対応について検討。
- 令和2年7月時点では、約2.5万人を退避施設に収容することが可能。
- 都市再生特別地区や総合設計等の容積率緩和制度に基づく開発協議を活用した地区内の退避施設の新規立地誘導や、新規開発案件に早期から働きかけを積極的に行い、退避施設を順次拡大。



※発災から 24 時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

施設管理者や帰宅困難者に損害が生じた場合の補償はどのような対応が考えられるか。



受入れた帰宅困難者に損害が発生した場合に行政の費用負担により補償することを協定に明記

たとえば

【仙台駅周辺】

- 仙台駅周辺では、災害時の一時滞在施設の運営に関して、施設管理者等が損害賠償責任を問われることのないよう、「災害時における帰宅困難者の支援に関する協定」において、企業等又は受け入れた帰宅困難者にその損害の発生原因について故意または重過失が無い限り、行政の費用負担により発生した損害等を補償する考え方を明記。
- 災害時の施設管理者等の責任の範疇や行政による費用負担の考え方を事前協議にて示すことにより、協定締結施設の不安感の低減を図り、賛同する一時滞在施設を拡大。

災害時における帰宅困難者の支援に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害等が発生し、仙台市内において交通が途絶した場合（以下「災害時」という。）における帰宅困難者の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、帰宅困難者の支援を行うため、乙が所有する次の施設（以下「本施設」という。）の一部の一時滞在場所（帰宅困難者が一時的に滞在する場所をいう。以下同じ。）としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（略）

（損害賠償）

第10条 甲は、この協定に基づき、乙の本施設を帰宅困難者の一時滞在場所とした結果、施設及び設備、備品の一部若しくは全部に損傷、棄損、汚損が生じた場合又は受入れた帰宅困難者に損害が生じた場合は、原則、甲の費用負担によりその損害を賠償するものとする。ただし、乙又は受入れた帰宅困難者の故意、又は重過失に起因する損害については、この限りではない。

施設管理者や帰宅困難者に損害が生じた場合の補償はどのような対応が考えられるか。



災害時の施設受入れ時に、帰宅困難者自身に施設利用条件に係る免責を得るための様式を事前に準備

【名古屋駅周辺地区】

- ・名古屋駅周辺地区では、都市再生安全確保計画に関連する退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）において、自己責任において施設を利用してもらうための免責事項の内容を例示。

【受入条件の内容（例）】

- i. 共助の観点から施設管理者が善意で施設を提供・開設していることや停電の中で運営せざるを得ない場合があること等を理解していること。
- ii. 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には退避施設からの退去を要求する場合があること。
- iii. 退避施設は、発災時に共助の観点から善意で開設されたものであるため、施設管理者は施設内における事故等（建物・施設の瑕疵による事故を含む）については、故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- iv. 施設滞在者が自ら体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染する場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- v. 施設滞在者の所持する物品は基本的に預からないこと。また、やむを得ず預かる場合でも、故意又は重過失がある場合を除き、破損や紛失の責任を負わないこと。
- vi. 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。
- vii. 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は行政から全員又は一部の施設滞行者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- viii. 負傷者の治療はできないことや、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があることなど、施設において対応できない事項があることを理解していること。等

「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成27年2月20日）」より抜粋（P.11）

※ 退避施設への帰宅困難来訪者の受入に関する基本的な条件を記載したものであり、実際に利用規約や承諾書を作成するに当たっては、個々の施設の状況に応じて、必要な条項を適宜追加及び削除することを妨げるものではない。

一時滞在施設として、どのような施設を確保すればよいか。

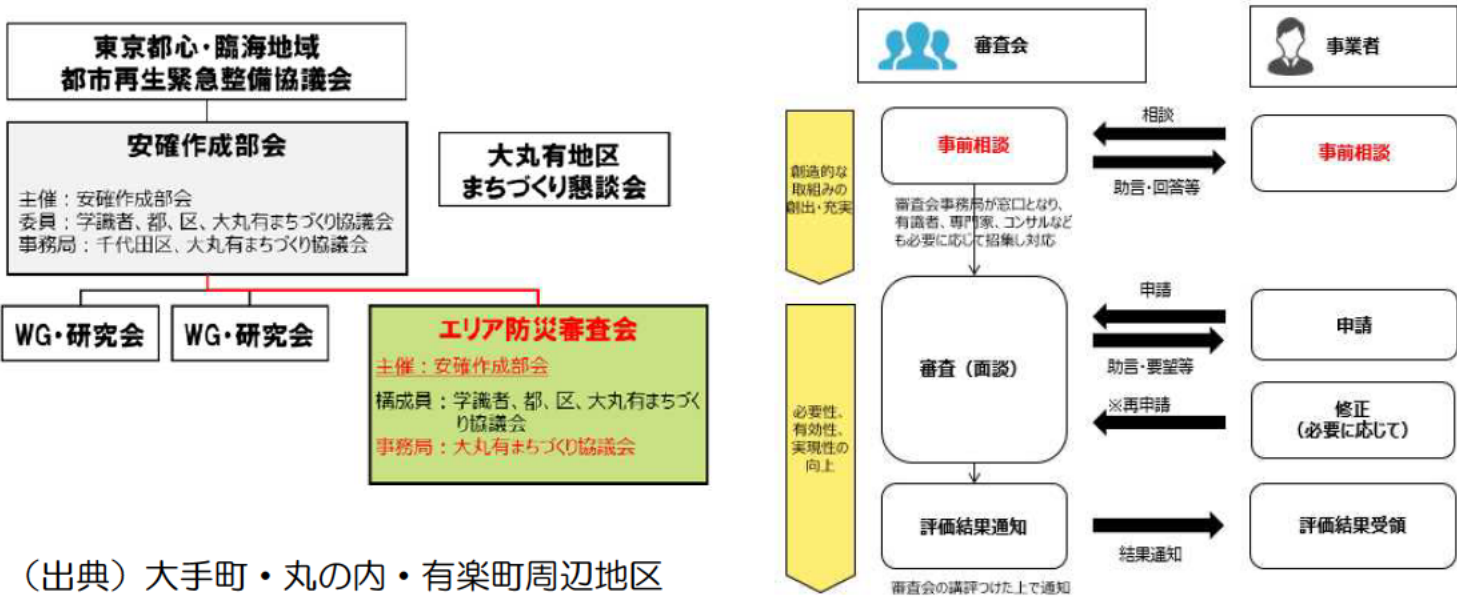


たとえば

都市再生安全確保計画に基づくエリア防災ビルの実現に向けた評価の仕組みを構築

【大手町・丸の内・有楽町地区】

- 東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会の下部組織として、エリア防災審査会を設置※し、地区の防災機能の水準を高めることを目的として、エリア防災ビルの実現に向けた評価の仕組みを構築することにより、地区内の開発を都市再生安全確保計画と連動させ、災害時に一層安全な建物と空間整備を推進。



※エリア防災ビルの指定については、エリア防災ビル事業の計画段階で「計画評価」と事業着工前段階で「建築審査」による評価・審査を行う。計画評価の審査基準を令和2年3月に新規設定し、特区提案を行う前に審査を行う二段階評価の仕組みに再構築した（計画段階のチェック機能を強化）。計画評価は、大丸有地区の防災機能を著しく高め、地区外への波及効果や広がり期待できるなど防災機能の水準を高めることを目的とし、「建築審査」は建築単体レベルと地域貢献レベルの視点から防災機能の評価を行う。

(出典) 大手町・丸の内・有楽町周辺地区
都市再生安全確保計画

一時滞在施設として、どのような施設を確保すればよいか。



たとえば

【新大阪駅周辺】

- 新大阪駅周辺地域のエリア防災計画では、一時滞在施設の災害時の運用期間（最大3日間程度）、施設の指定基準、具体例（エントランス空間、多目的ホール、宴会場、会議室、食堂、教室など）を明示。
- 耐震化された建物（昭和56年以降）の屋内空間を対象として、一人当たりの必要面積（1.6㎡）に対して、地区内で必要とされる一時滞在施設の総面積を確保するための目標年次も設定し、施設管理者との協定締結により、取組を推進。

施設の指定基準や災害時運用の考え方を示し、協定を締結

5-2 一時滞在スペースの確保

一時滞在スペース（P16～18 参照）は、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を、一時的に受け入れる地区内の施設であり、対応は最大3日間程度を想定します。

①一時滞在スペースの対象と必要面積

対 象	地区内の耐震化されている建物（1981 年以降）の屋内空間 （例）エントランス空間、多目的ホール、宴会場、会議室、食堂、教室など
必要面積	・発生が想定される徒歩帰宅不可能者数／約 7,000 人（P6 参照） ・一人当たりの必要面積／1.6 ㎡ ・必要となる一時滞在スペースの総面積／約 11,200 ㎡

②協定の締結

一時滞在スペースの指定に当たっては、必要な協議を行い、各施設管理者と大阪市との間で、運営等に関する協定を締結するものとします。

③一時滞在スペースの確保の考え方

一時滞在スペースの確保は、大阪市や大阪府などが所有・管理する施設や地区内の事業所などに協力を求め、約 7,000 人の一時滞在スペースについては、2023 年を目標として確保を進めます。現状は、新大阪駅周辺地区エリア防災計画（帰宅困難者対策計画）別冊のとおりです。

④一時滞在スペースに必要な耐震化

一時滞在スペースとして協定を締結する民間施設は、新耐震基準施行以降（1981 年以降）に建設されたもの及び新耐震基準施行以前のものであっても耐震補強がされているものとするため、耐震改修を必要とする建築物の現在数及び改修の目標値はともに 0 です。

12. 退避施設等の確保促進 多様な施設の確保による対応力の向上

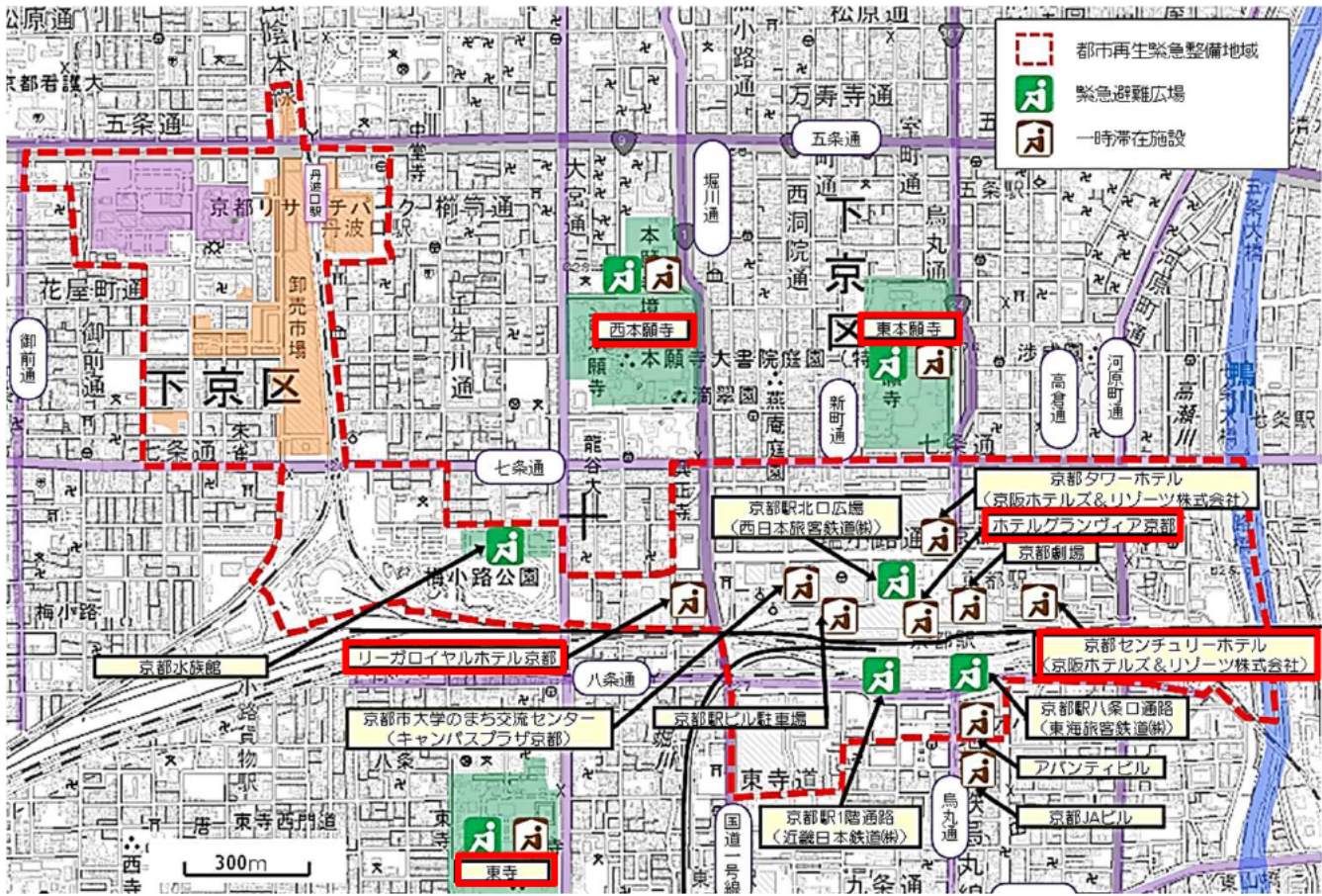
様々な状況への対応を目指すに当たり、どのような一時滞在施設を確保すればよいか。



商業ビル等が閉館中の夜間等の時間帯に発災した場合等における、受入要請への対応力を高めるため、民間の宿泊施設（ホテル）や寺院など多様な施設を、退避施設として都市再生安全確保計画に記載

【京都駅周辺地域】

- 京都駅周辺地域では、宿泊施設（ホテル）や寺院、屋内駐車場など多様な施設を確保し、商業ビル等が閉館中の夜間等の時間帯に発災した場合でも、帰宅困難者の受入要請の連絡がとりやすい状況となっている。
- これにより、発災時間帯等の事情に関わらず一定程度の収容人数を確保できることとなり、様々な状況を想定した受入体制の構築が図られている。



(出典) 京都駅周辺地域都市再生安全確保計画

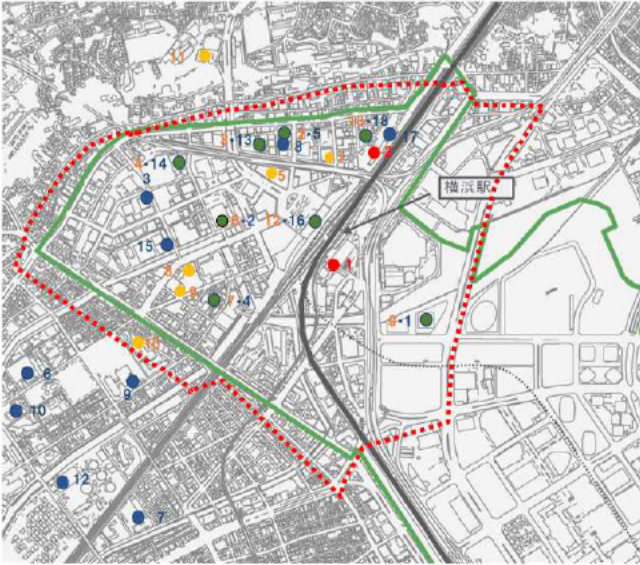
津波災害も想定される地域では、都市再生安全確保計画をどのように作成すれば良いか。



帰宅困難者対策だけでなく、津波対策も含めて、都市再生安全確保計画に記載

【横浜駅周辺地区】

- 横浜駅周辺地区は、海に近く地盤が低いため、大規模な地震に伴い津波災害が発生する場合も想定。
- そのため、津波対策も含めた目標や取組内容を記載。
- 退避施設を、「帰宅困難者一時滞在施設」と「津波避難施設」として計画に位置づけ。
- 来街者等の意識啓発対策として、「防災啓発ポスター」や「津波避難マップ」等を横浜駅通路に掲示。



- 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）
 - 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設兼津波避難施設）
 - 退避施設（津波避難施設）
 - 退避経路
- ※番号は一覧表の施設番号を示す

退避施設の位置図

（出典）横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画、
写真は横浜市提供



防災啓発ポスター



14. 様々な状況の想定 複数ケースの想定

災害発生時の複数ケースとは具体的にどのようなことを想定するか。



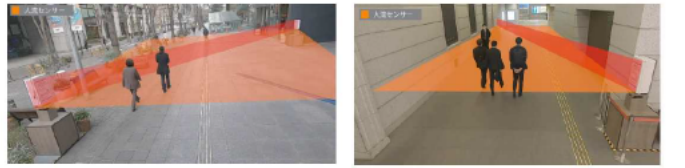
休日、イベント開催時、通勤時間帯、感染症の流行状況など、複数ケースを想定するとともに、それぞれのケースにおける帰宅困難者対応体制、運営上の課題を整理

【大手町・丸の内・有楽町地区】

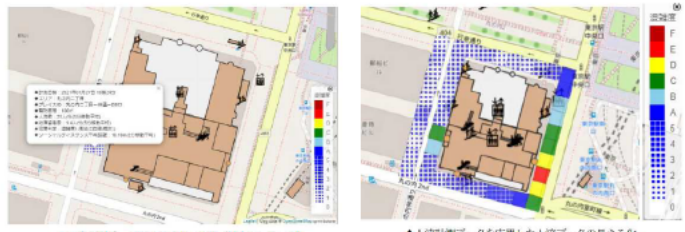
- ・地域防災計画に基づく想定災害の他に、特に留意すべき状況を複数想定し、今後検討が必要な課題を明示。
- ・さらに、人流計測データを活用して災害時の地区内の人流・滞留状況を見える化し、警備対応や避難施設への面的誘導に関する課題整理や対策・検討を実施。

ケース	災害・対応シナリオの概要
休日15時／ 冬季／雨／ イベント開催	・銀座も近い有楽町地区に、買物・観光目的の一般来訪者（避難者）が集中。 ・地区内の企業・団体のオフィスの多くは休日で、地区内にいる就業者はごく少数。 ・地区内の退避施設の開設、滞在者対応等において「担い手」不足の懸念がある。 ・イベントによる特定ビル・道路等への来場者（避難者）の集中。主催者による、大量のイベント参加者への滞留・誘導案内が難しい課題。 ・近くに災害拠点病院がなく、負傷者が発生した場合の、搬送や応急救護が課題。
平日8時／夏 季／晴／通 勤時間帯	・列車数が多く、乗車率も高く、就業者以外の通過交通の通勤・通学者が駅に溢れる。 ・買物・観光・ビジネス訪問前の場合も多く、帰宅困難者はかなり少ない。 ・BCP対応要員が出勤できていない場合もある。 ・鉄道利用者の中には、小学生もあり、安否連絡、保護者への引き渡しが課題 ・空調が停止した場合、屋内、高温下における高齢者等の熱中症対策も課題。

参考 人流データの災害時の活用
＜国土交通省 不動産・建設経済局情報活用推進課との共同実証＞



▲センサー設置エリア (左) 地上センサー、(右) 地下道路センサー



▲人流計測データの見える化・分析 (地上センサー用) ▲人流計測データを活用した人流データの見える化

要支援対象者への対応について、どのような考え方で対応するか。



たとえば

帰宅困難者支援（受入）施設での要支援者の優先受入ルールを策定し、平時から普及活動を展開

【渋谷駅周辺地域】

- ・帰宅困難者支援施設に対して、要支援者（障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児その他の特に支援を必要とする人）を優先的に受け入れる考え方を「帰宅困難者支援（受入）施設での優先ルール」として都市再生安全確保計画に明確に位置付け
- ・渋谷区では、帰宅困難者の受入に際して、要支援者と付き添いの人の受入を優先することを積極的に広報し、ルールに対する社会的コンセンサスを醸成する取組を展開

帰宅困難者支援(受入)施設優先利用
お願い
施設利用は、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等を優先してください。

街頭ビジョン掲示案
(災害時には、街頭ビジョンにて優先受入れに対する協力を呼び掛ける)

3. 帰宅困難者支援(受入)施設での優先ルール

- ・帰宅困難者支援(受入)施設での優先受入の対象とするのは、要支援者とし、健常な外国人は優先ルール適用の対象とはしない。
- ・発災後、滞留者の中に優先受け入れの対象者を見つけた時、優先受け入れの対象者から問い合わせを受けたときは、帰宅困難者として優先的に受け入れられることを伝達する。
- ・優先受け入れの対象者はできるだけ直近の一時退避場所へ案内し、無理に代々木競技場の敷地、明治神宮等の一時退避場所への誘導は行わない。
- ・集客施設の利用者の中で、優先受け入れの対象者は受入施設開設まで建物内で保護する。
→集客施設が受入施設の場合はそのまま受け入れる。
- ・優先受け入れの対象者は、帰宅困難者支援(受入)施設の開設時間に合わせて、施設まで誘導するように避難誘導にかかわる関係者が配慮する。
- ・帰宅困難者支援(受入)施設では、災害時に要支援者が優先であることの周知に努めるとともに、受け入れに際しては、要支援者である人(障がい者手帳、要介護認定の証明、マタニティマークを所持している人、乳幼児など)を優先的に受け入れる。
- ・帰宅困難者支援(受入)施設では、要支援者等を支援するために、推奨備蓄品等(マット、生理用品、救急セット、粉ミルク、オムツ、ベビーフード等)の備蓄に努める。
- ・受入れ者の中で災害時においてもなお治療の必要な病人、けが人は緊急医療救護施設へ案内する。
- ・渋谷区は、帰宅困難者の受入に際して要支援者及び付き添いの人の受入を優先することを積極的に広報し、ルールに対する社会的コンセンサスを醸成するように努める。

(出典) 渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画 避難誘導計画
渋谷駅周辺地域都市再生緊急整備協議会提供資料

外国人への対応は、具体的にどのように取り組めば良いか。



たとえば

外国人向けに地区の防災マップや災害時の支援ガイドを作成し、平時から主要施設（駅やホテル等）で配布

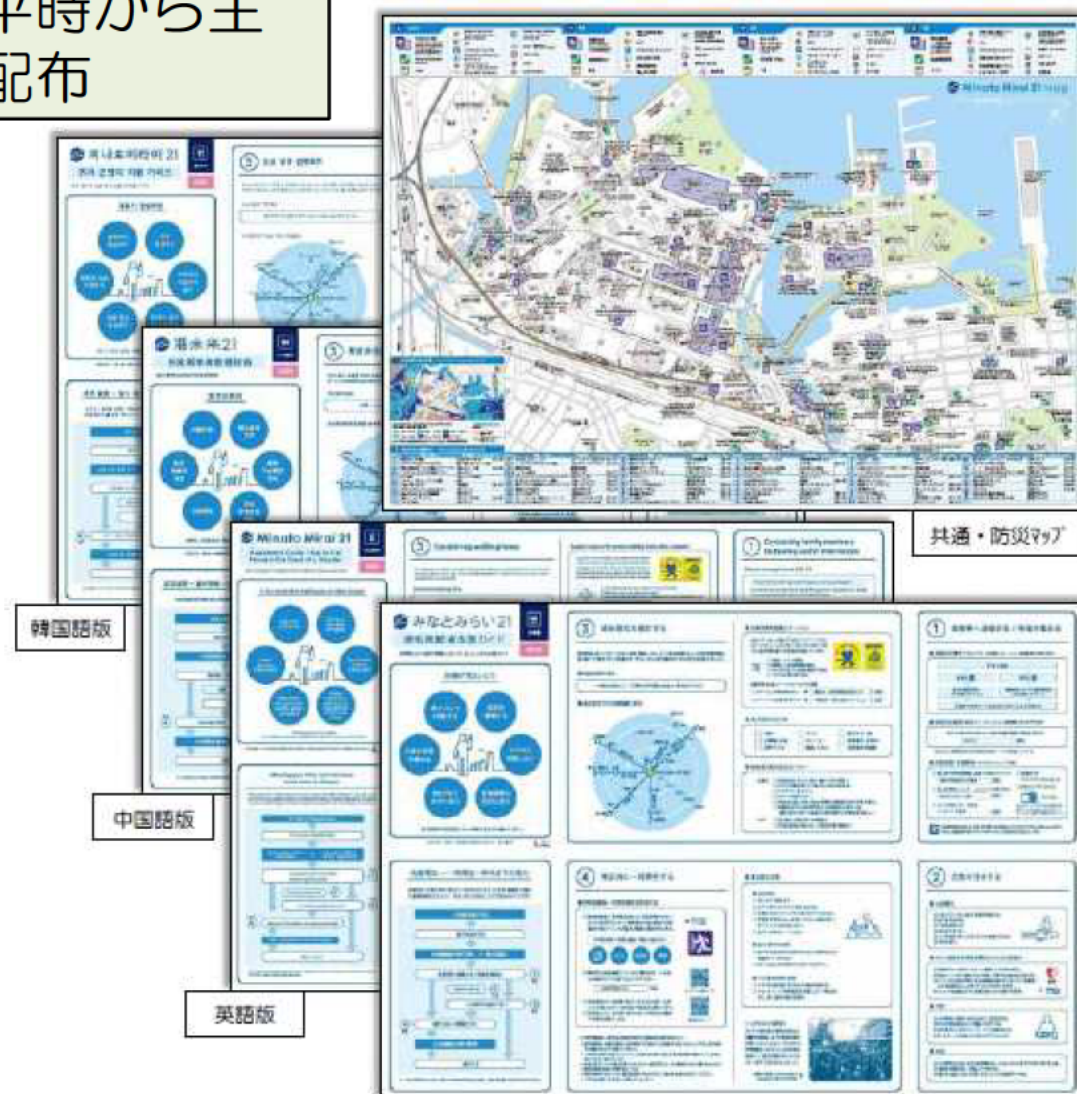
【みなとみらい21地区】

- ・一般向けの災害時の利活用ツールである「帰宅困難者支援ガイド（防災マップ）」を作成し、地区内各所にリーフレット形式で配布。
- ・近年の集客需要等を考慮し、日英中韓の四か国語に対応
- ・リーフレットでは、発災後の避難方法や災害関連情報の入手先、地区内の一時滞在先の位置情報を分かりやすく解説

■配布場所

桜木町駅・横浜駅・新横浜駅の観光案内所、地区内各ホテル、地区内主要商業施設インフォメーション、みなとみらい交番・新港町交番、横浜市役所、横浜市西区役所・中区役所、一般社団法人横浜みなとみらい21 等

（出典）みなとみらい21 エリアマネジメント提供資料



要支援対象者への対応について、どのような訓練を行うと良いか。



たとえば

車いすの方、視聴覚障がい者の方、妊婦の方、外国人の方など様々な要支援対象者を想定した訓練を実施

【仙台駅周辺】

- 仙台駅周辺帰宅困難者対応指針（エリア防災計画）では、「災害時に自力での避難等が困難な人（高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れ等）に対する支援」を今後の課題として記載している。
- 仙台市では、JR東日本、周辺の事業者、市民、大学などと連携し、一時滞在場所の対応訓練を実施する際に、車いすの方、視聴覚障がい者の方、妊婦の方、外国人の方などの要支援対象者などへの対応を想定した講習も併せて実施している。



車いすの方を
避難場所へ誘導する訓練



視聴覚障がい者の方を
避難場所へ誘導する訓練

（出典）仙台駅周辺帰宅困難者対応指針、仙台市提供資料

都市安全確保計画と企業の事業継続計画（BCP）はどのように連携していくのが良いか。



「関係者の事業継続計画（BCP）に活用する情報提供体制の構築」について、都市再生安全確保計画に記載

【大手町・丸の内・有楽町地区】

- 都市再生安全確保計画等において、企業が各々のBCPと連携することの重要性やメリットを記載することで企業が積極的に情報を開示し、連携強化するよう促している。
- 当該地区では「災害時の地区内外の情報を収集・共有する体制を構築」することの重要性を明記するとともに、「電気・ガス・重油等のエネルギー、上下水道、情報通信インフラの確保など企業・団体単独で対応困難な取組については、官民連携や地区内事業者間（民民）の共助によって取り組む」ことが明記されている。



（出典）大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画

■都市安全確保計画と事業継続計画（BCP）の連携の明示

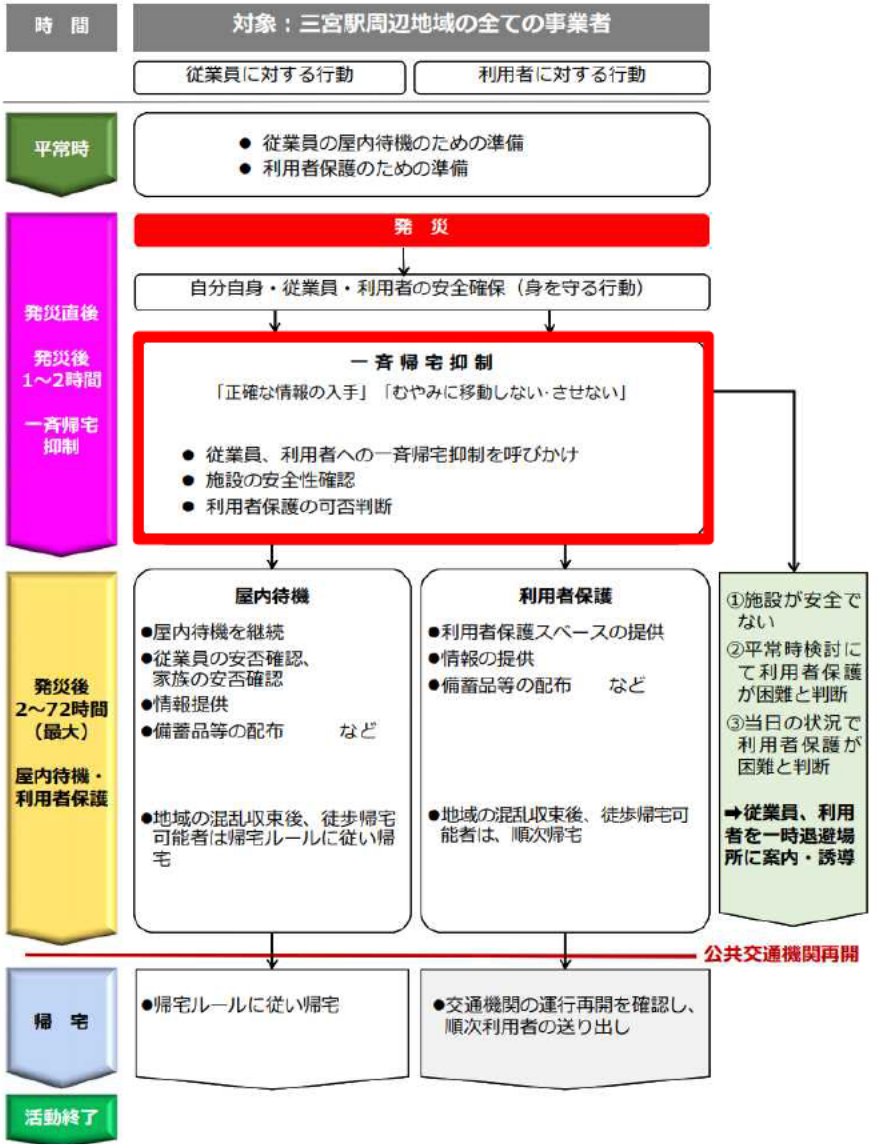
帰宅困難者の発生抑制として、どのような対策を推進すればよいか。



帰宅困難者の発生抑制と被災後の事業継続にもつながる一斉帰宅の抑制の取組を周知・啓発

【三宮駅周辺地域】

- ・ 発災時、人が駅に集中した場合、駅前広場から帰宅困難者が溢れ、歩道に滞留することが想定されるため、施設内にいた従業員や利用者が、発災直後にむやみに施設外に出たり、帰宅や情報収集等を目的に駅などに向かうことを抑制し、施設内に留める「一斉帰宅抑制」の取組を促進するため、「一斉帰宅抑制ガイドライン」を策定するとともに、これを踏まえて都市再生安全確保計画の見直しも実施。
- ・ 令和2年7月には、市が帰宅困難者支援に係る協力事業者の登録申請を簡易に行えるよう要綱を策定し、一斉帰宅抑制を推進する事業所や、一時滞在施設となる事業所などの登録要件の設定を示すとともに、賛同企業の水平展開を促進。



地区間の連携とは、具体的にどのように取り組めば良いか。

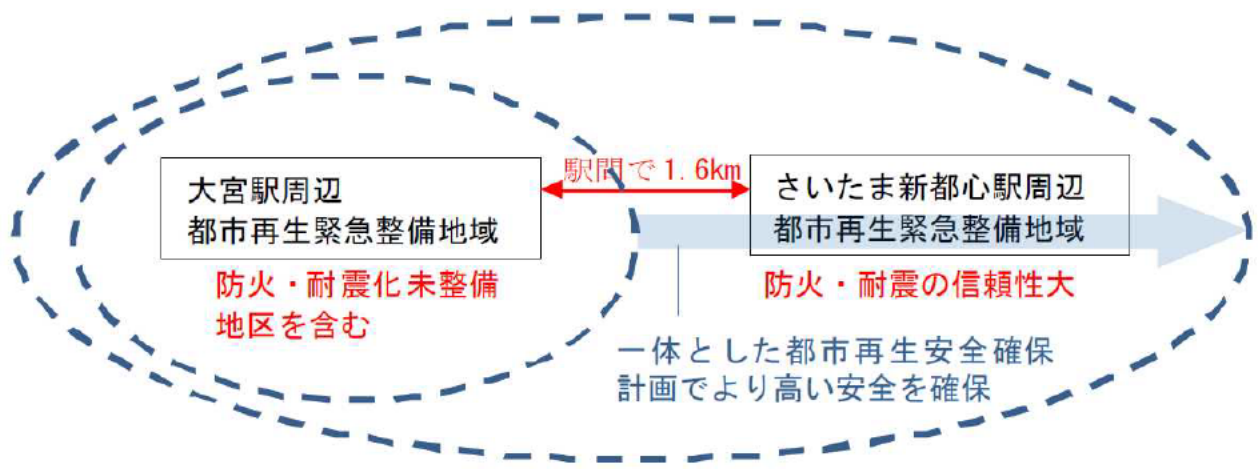


たとえば

地区間の連携により都市資源を有効活用していくために
複数地域の一体的な都市再生安全確保計画を策定

【大宮駅周辺地域・さいたま新都心駅周辺地域】

- さいたま新都心駅周辺地域と大宮駅周辺地域の両都市再生緊急整備地域を一体のものとして都市再生安全確保計画を策定
- 大宮駅周辺地域では退避施設の不足が想定され、さいたま新都心駅周辺の退避施設等の都市資源を有効に活用していくことで、より効果的な帰宅困難者対策が期待できる。



■ 2地域一体の計画概念図

(出典) 大宮駅周辺地域・さいたま新都心駅周辺地域都市再生安全確保計画

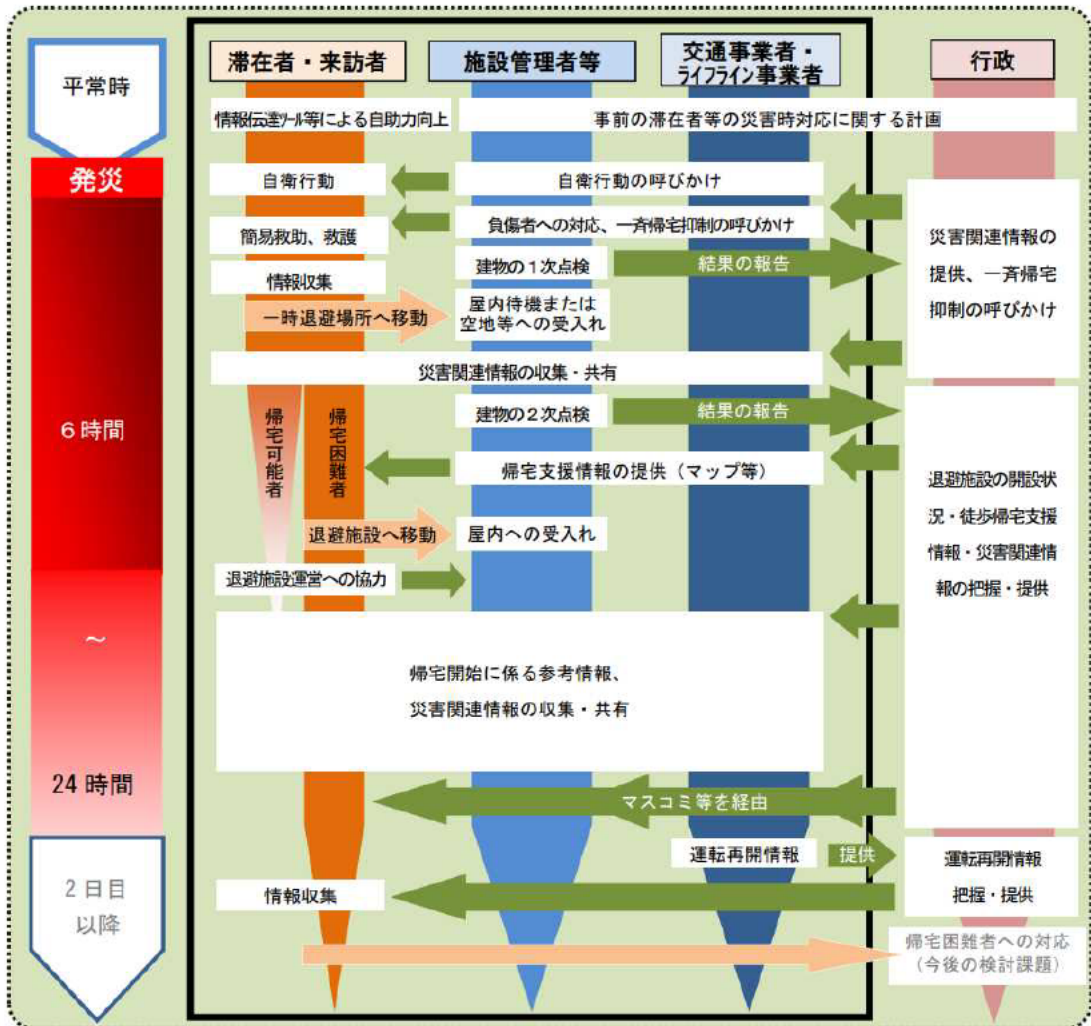
発災時の対応に係る関係者間の連携体制はどのように整理するか。



発災後の基本的な対応内容を事業所特性や防災上の位置付け等に応じて横断的に整理し、関係者間で役割を共有する

たとえば
【名古屋駅周辺地区】

- ・名古屋駅周辺地区では、一時退避場所等への避難誘導、退避施設の開設・運営等の発災後の対応に係る基本的な流れを対応主体の区分毎に時系列のフローで整理。
- ・さらに情報提供の流れについては、詳細なフロー図を計画に位置づけ、行政、交通事業者、施設管理者等の各関係主体の区分毎の横断的な対応を見える化し、訓練等で内容を検証。



(出典) 名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画

※ 各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

22. 対応体制の強化 発災時対応の発動基準の明示

発災時の対応を迅速かつ円滑に実施するためにはどのような対策が必要か。

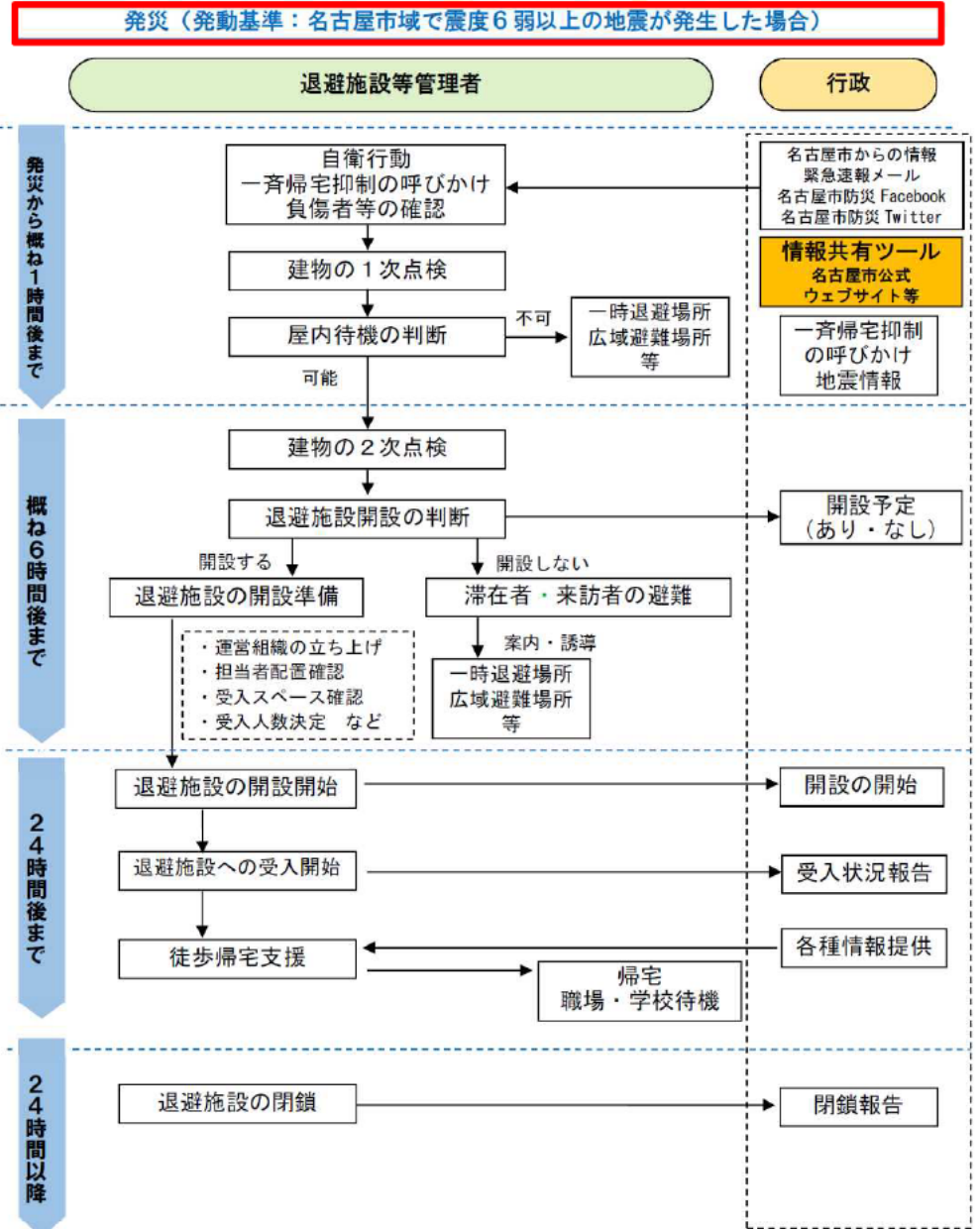


発災時対応の発動基準を明示し、予め行政や退避施設等管理者などの関係者間で認識を共有する

【名古屋駅周辺地区】

- ・名古屋駅周辺地区では、発災時の発動基準を定量的な震度で明示し、退避施設の開設・運営等の発災後の対応に係る基本的な流れを時系列のフローで整理。
- ・さらに、行政と退避施設等管理者間の情報提供の流れや対応の内容がわかるように、横断的な対応が見える化。

(出典) 名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画
退避施設開設・運営ガイドライン (試行版)



災害時に、滞在者等の安全確保に必要なエネルギーを継続的に確保するには。



CGS（※）やエネルギー導管等のエネルギー供給施設の整備を行うことにより、エリア全体における自立・分散型のエネルギー供給ネットワーク等を構築する。

※CGS:コジェネレーションシステム

たとえば

【札幌駅・大通駅周辺地区】

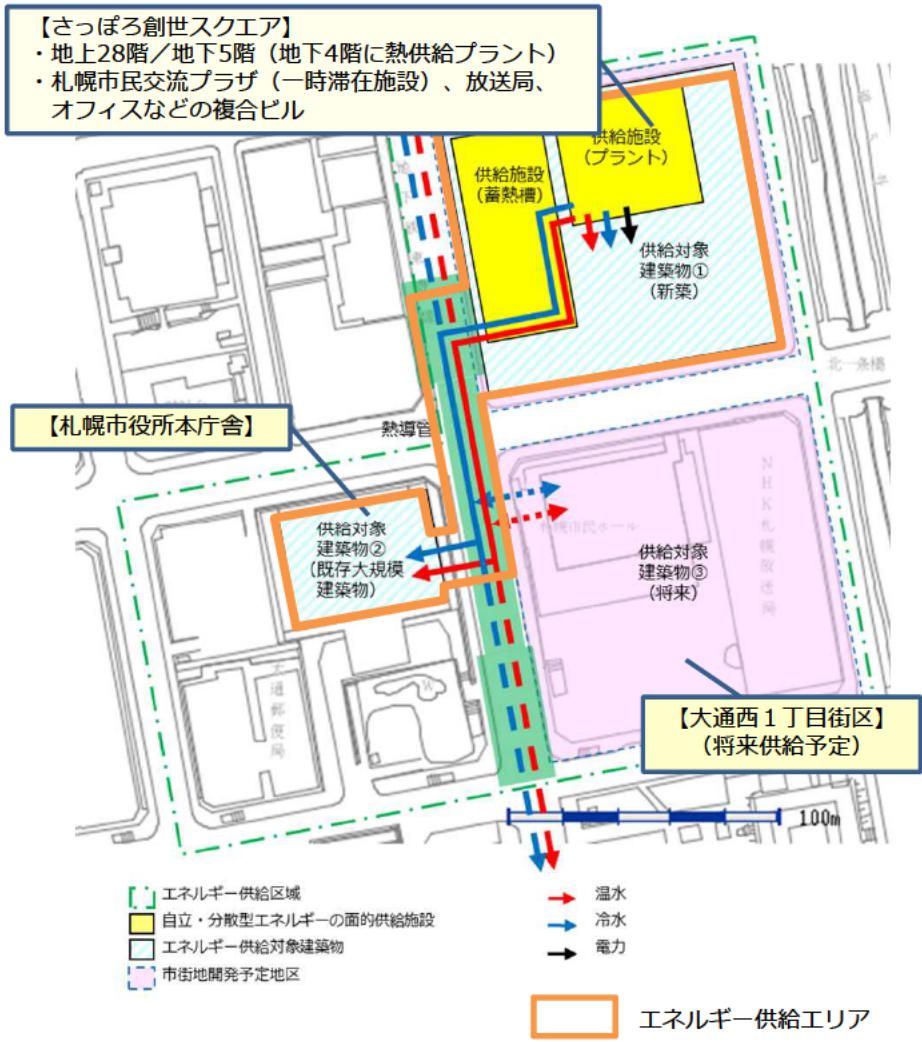
- CGSによる熱電併給と熱の面的ネットワークの活用により自立機能を確保できる体制を構築。再開発と同時に整備する西2丁目地下歩道天井部分に熱導管を敷設。
- 平成30年北海道胆振東部地震時には、道内大規模停電が発生したが、CGS起動により、電力と熱を供給開始。停電等により帰宅できなくなった観光客等を対象に開設した札幌市民交流プラザ内の避難所に対して、エネルギーを供給することができた。

H30.9.6 AM3:07 地震発生
(最大震度7、M6.7)
H30.9.6 AM3:25 道内大規模停電
⇒CGS起動により、プラント及びさっぽろ創世スクエアの一部に電力と熱を供給、また札幌市役所本庁舎への冷水を供給開始
H30.9.6 PM5:00頃 復電(当該地区)



滞留、宿泊スペースとして、札幌市民交流プラザの避難所を開設。収容人数約450名。充電スポットの設置、テレビによる災害情報提供等を実施。

(出典) 札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画



既存のエリアマネジメント組織の活用は、具体的にどのように活用できるか。

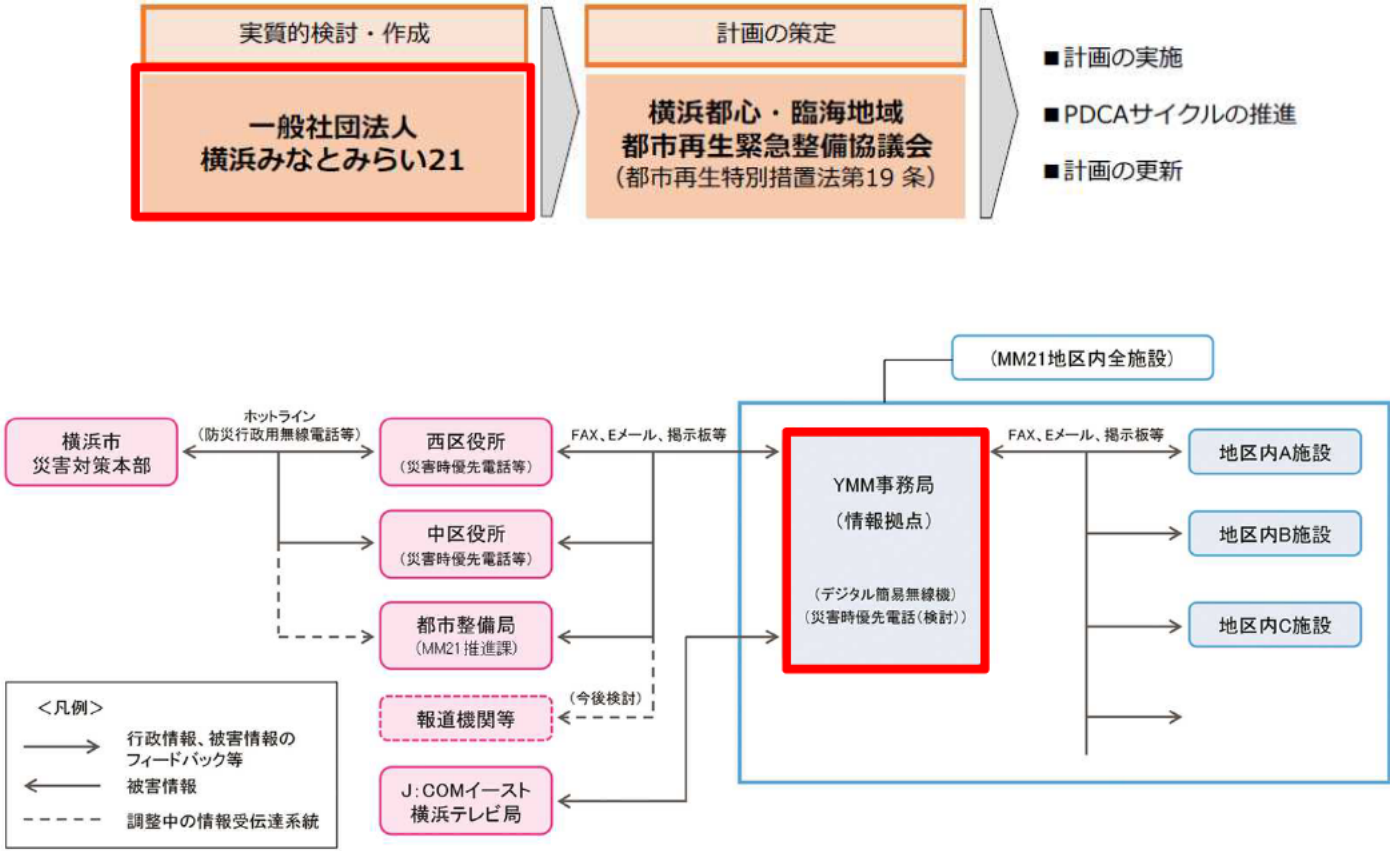


たとえば

【みなとみらい21地区】

・みなとみらい21地区では、都市再生安全確保計画策定以前より、当該地区のエリアマネジメントを担っていた一般社団法人みなとみらい21が都市再生安全確保計画の実質的な検討・作成主体および計画に位置づけられた取組の実施主体となっている。

都市再生安全確保計画の検討や計画に位置づけられた取組の実行を既存のエリアマネジメント組織が担う



(出典) みなとみらい21地区都市再生安全確保計画

既存のエリアマネジメント組織の活用は、具体的にどのように活用できるか。



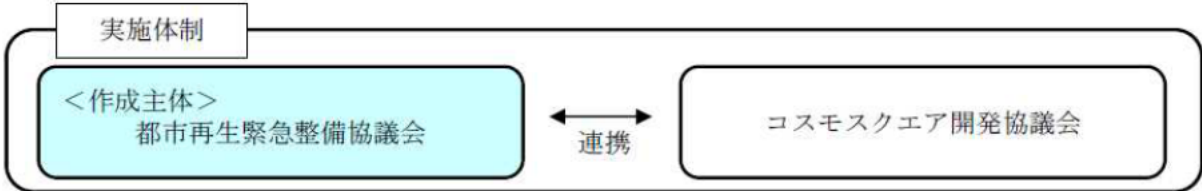
たとえば

都市再生安全確保計画の検討や計画に位置づけられた取組の実行を既存のエリアマネジメント組織が担う

【大阪コスモスクエア駅周辺地域】

- 当該地域では、都市再生緊急整備協議会とエリアマネジメント組織であるコスモスクエア開発協議会が密接に連携する体制を構築。
- 災害時にはコスモスクエア開発協議会に災害対策本部を設け、初動期・滞在期に応じた体制を組織し、災害時対応事務を実施する他、平時の訓練も担う。
- エリアに根差す組織が中心的役割を担うことで、より効果的な計画作成及び連携体制の強化が可能となっている。

■都市再生安全確保計画の作成および実施体制



■災害時に実施する事務の内容

○コスモスクエア開発協議会災害対策本部

【初動期】コアメンバーを中心に情報収集活動を行う

【滞在期】(本部庶務)

- ・部長のサポート

(情報収集班)

- ・各施設の被災状況の集約
- ・各施設へのインフラや災害情報の提供
- ・区への情報伝達や関係機関などとの協議調整

(現場対応班)

- ・地区内の状況の確認
- ・帰宅困難者の退避誘導
- ・物資の共同利用に係る協議調整

(救護支援班)

- ・けがや病気の相談窓口
- ・地区内のけが人の収容及び救護
(地区内に仮救護所を設置して対応)
※仮救護所へのケガ人等の搬送は、原則各社(各建物)により行う

【大阪港湾局】 港湾局管理公共施設の状況確認

災害時の情報収集や共有において、情報関連の新技術はどのように活用できるか。



たとえば

地理情報システムにより、一時滞在施設の位置や施設運用状況を帰宅困難者自身が調べられるシステムを構築

【横浜駅周辺地区】

- 横浜駅周辺地区では、市が管理する地理情報システムで、一時滞在施設の位置や施設運用状況（災害時）に係る情報について、帰宅困難者自身がインターネット（PCやスマートフォン等）を用いて検索することができる。
- 災害時は、一時滞在施設の管理者による安全確認結果や施設利用可否の判断に基づき、施設管理者により利用状況が更新され、「安全確認中」、「受入可」、「満員」、「受入終了」の情報を確認することができる。



凡 例	
	現在地
	検索施設位置
	一時滞在施設（平常時）
	一時滞在施設（災害発生後）：安全確認中
	一時滞在施設（災害発生後）：受入可
	一時滞在施設（災害発生後）：満員
	一時滞在施設（災害発生後）：受入終了

災害時の情報収集や共有において、情報関連の新技術はどのように活用できるか。

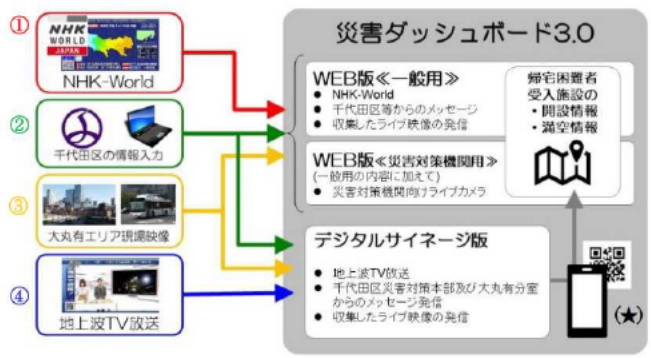


たとえば

官民によるスマホ・カメラのライブ映像や、公式Twitter情報を共有するプラットフォーム構築の実証実験を実施

【大手町・丸の内・有楽町地区】

- 大手町・丸の内・有楽町地区では、鉄道事業者・建物所有者、管理者、区及び都が連携して情報収集し、迅速に情報提供する取組として、千代田区、鉄道事業者、ビル事業者で、情報共有プラットフォーム「災害ダッシュボード」の実証実験を継続的に実施。
- 災害ダッシュボードでは、スマホ・カメラのライブ映像や公式Twitter情報、テレビ放送等をまとめて確認ができる。



- ＜主に発信する情報＞
- ①・④：TV ニュース
 - ②：千代田区災害対策本部等から発信されるテキスト（自動翻訳により日英中韓 4か国語配信）など
 - ③：駅周辺や鉄道・ビル施設のライブ映像

※同エリア約100 台の「丸の内ビジョン」を通じて発信する「デジタルサイネージ版」や、インターネットより「一般用」・「災害対策機関用」でそれぞれアクセスできる2 種の「WEB版」を併用し、災害時に必要な情報を発信する実験を実施。

新型コロナウイルス感染症対策として、どのような検討や訓練を行ったら良いか。

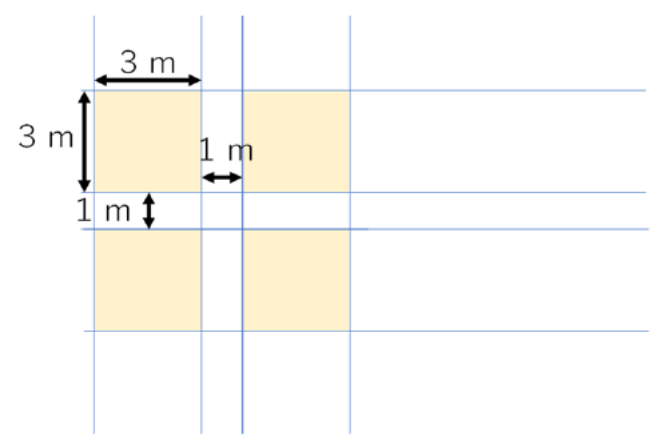


コロナ禍における原単位を採用した場合の一時滞在施設として必要なスペースを確認

たとえば

【みなとみらい21地区】

- 新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、簡易図上訓練を実施。
- 退避施設等の受入については、コロナ禍以前の場合と比較して3倍の原単位、通路幅についても2倍とするなど、3密回避対策を想定したレイアウトにおける退避施設運営や収容可能人数を検証。



■コロナ禍の場合：1区画2人（4.5m/人）、通路幅1mを設定した原単位



■「密集」「密接」を考慮したワークショップ、検討結果の共有・意見交換方法

ボードゲーム形式で、コロナ禍における原単位を採用した場合のスペース確保状況を確認

（出典）横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会提供資料（帰宅困難者受入に係る簡易図上訓練資料（令和2年9月15日））

新型コロナウイルス感染症対策として、どのような検討や訓練を行ったら良いか。

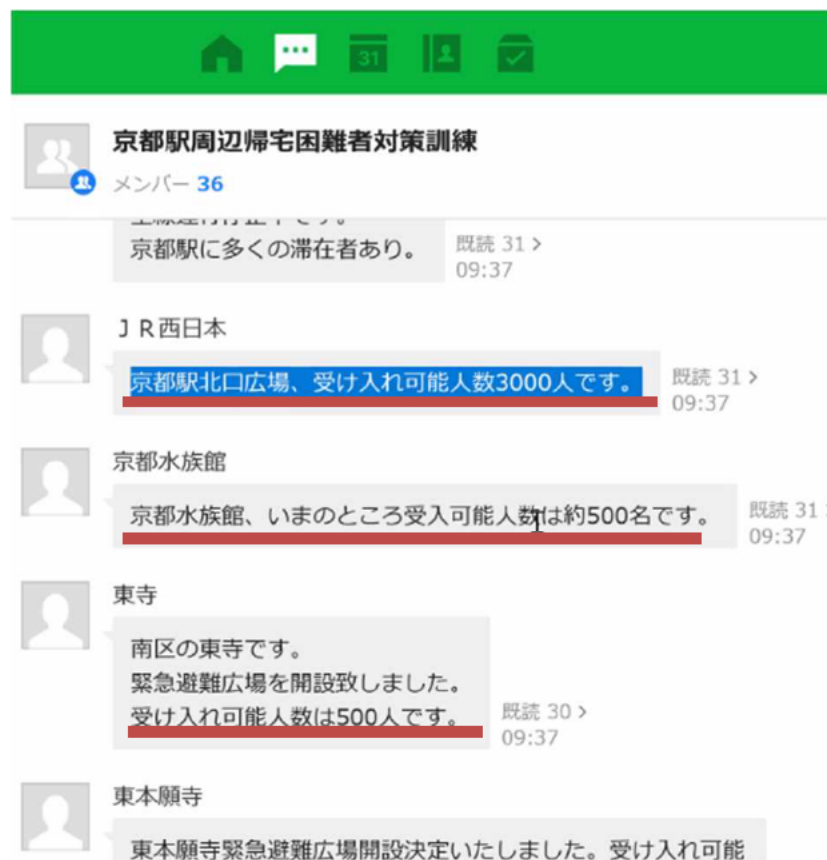


たとえば

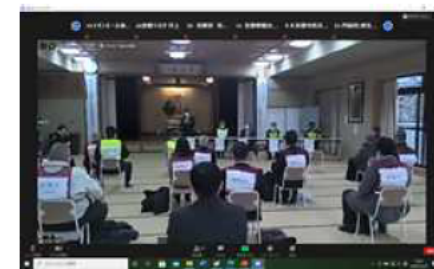
【京都駅周辺地域】

- 新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、参加者の意向や体調等に応じ、現地参加とオンライン参加の両方が選択できるように対応。
- 訓練では、検温の実施、手指の消毒、発熱者の誘導（布団のある別室に誘導）等の新型コロナウイルス感染症流行時における受入に関する検証を実施。
- LINE WORKSなどの情報伝達ツールを活用し、受入状況を共有。

現地とオンライン併用の多拠点同時開催の訓練を実施。
帰宅困難者受入時の検温や発熱者に留意した誘導を実施。



■ ラインワークスの活用
(退避施設の受入人数の情報共有等)



■ 訓練におけるZoomの活用
現地とオンラインを併用



■ 車いすの方の受け入れ訓練
および検温の実施



■ 発熱者の誘導
(布団のある別室に誘導)

Ⅲ：Q&A集①

No.	Q	A
1	都市再生安全確保計画とは？	都市再生安全確保計画とは、大規模な地震等が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の来訪者又は居住者（滞在者等）の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにするための計画です。都市再生安全確保計画には、滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の施設の整備に関する事業等を記載します。
2	都市再生安全確保計画を創設した背景は？	都市再生緊急整備地域においては、これまでの都市開発事業の推進により、都市機能が集積し、滞在者等の数も増加した一方、東日本大震災の発生時において、多くの滞在者等が帰宅困難者となり大きな混乱を引き起こし、滞在者等のための退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備等による対策を強化すべきことが明らかとなりました。このため、都市再生緊急整備地域について、滞在者等の安全の確保を図るべく、平成24年の都市再生特別措置法改正により都市再生安全確保計画が創設されました。
3	都市再生特別措置法に位置付けた理由は？	都市再生安全確保計画は、都市開発事業に合わせて都市の安全性の確保を効果的・計画的に進めるためのものです。都市再生緊急整備地域においては、都市開発事業が進捗中か、又は、見込まれており、開発を契機に、新築・改築されるオフィスのロビーや駅に直結した地下通路などの大規模空間を退避施設として確保したり、備蓄倉庫の設置、エネルギーの安定供給を確保するための電気又は熱の供給施設の整備を促進する等のハード対策や、それらを踏まえた、ビルオーナーや交通事業者、行政機関等が連携したソフト対策などの防災対策を総合的・一体的に講じていくことが期待されます。
4	都市再生安全確保計画の作成による効果は？	都市再生安全確保計画により、多数の帰宅困難者等が無秩序に道路や線路上を帰宅しようとして危険や混乱が増大することを防ぐとともに、このような混乱により、地域外からの緊急車両や救助・支援活動等の妨げになることを回避することは滞在者等の安全の確保につながります。また、地域の混乱を最小限に抑えることは、限りある応急対応能力を効果的に発揮することを可能とし、地域内の企業等の通常業務への速やかな復帰につながるなど、地域の災害対応力を強化することとなります。このことは、企業の立地選定、都市への投資判断などにも影響し、都市再生の意義をさらに高める効果があります。

Ⅲ：Q&A集②

No.	Q	A
5	都市再生安全確保計画の作成主体は？	都市再生安全確保計画は、都市再生緊急整備地域に組織することができる都市再生緊急整備協議会（法定協議会）が作成します。都市再生緊急整備協議会は、国、関係地方公共団体、都市開発事業者等に加えて、警察、消防などの防災関係機関を始め、避難スペースを有する既存のオフィスビル等の所有者・テナント、滞在者等の行動・数を左右する鉄道事業者、情報通信施設を有する情報通信事業者、水道、電気などのライフライン事業者、医療サービスを提供する医療機関等の官民の様々な関係者によって構成されます。 また、地域でのエリアマネジメント活動を行う団体やまちづくり協議会なども重要な主体となります。
6	都市再生緊急整備協議会が作成する理由は？	都市再生緊急整備地域内の関係者が、防災上の取組の必要性を認識し、当事者として都市再生安全確保計画の作成に取り組むためには、都市再生緊急整備地域の災害に対する抵抗力や脆弱性の現状、災害発生時のイメージ等を共有する必要があります。その上で、当該地域における防災対策の方向性や各々の役割分担について議論し、相互の対応を理解し、計画的に対策を講じていくことが重要です。このため、地域の主要な関係者によって構成される都市再生緊急整備協議会において作成される必要があります。
7	協議会の構成員となることができない場合は？	都市再生緊急整備協議会の構成員は法律で定められています。主要駅周辺の帰宅困難者対策協議会、自治会、商店会等の組織や学識経験者、都市再生緊急整備地域外の関係者及び災害時に適切な情報発信が期待される報道機関等は、法律上、都市再生緊急整備協議会の構成員となることはできませんが、多様な意見の集約・反映を行う観点から、必要に応じて、都市再生緊急整備協議会の下に設置することができる部会等の構成員として参加することができます。また、オブザーバーとして参加することも可能です。
8	都市再生安全確保計画に参画するメリットは？	民間の都市開発事業者にとっては、当該都市開発が、行政と連携した安全性の高い地域の事業として付加価値を持ち、公益事業者（鉄道事業者等）にとっては、自らの災害対応が、地域と連携した効果的なものとなります。また、オフィスビル等の所有者は、対策が地域に分散されることで自らのビルに滞在者等が殺到するリスクを軽減できます。テナントとして入る企業にとっては、自らの社員が混乱に巻き込まれるリスクが軽減できます。 地方公共団体の防災部局等においては、機能が集積した地域の混乱が軽減されることで、2次的人的被害等が抑制され、より緊急を要する災害対応への重点化が図れます。地方公共団体の都市部局としても、より安全性の高い、魅力的な都市整備が進められるメリットがあります。

Ⅲ：Q＆A集③

No.	Q	A
9	都市再生安全確保計画に記載する内容は？	都市再生安全確保計画には、想定する地震及びその被害想定、滞在者等の法第19条の15第2項に掲げた項目等を記載してください。 都市再生安全確保計画に記載される滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業等は、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の都市再生安全確保施設の整備・管理や建築物の耐震改修等のハード対策及び情報共有・提供、地域における防災に関する訓練の実施、人材の確保、人材の育成、ルールの整備、医療サービスの確保等のソフト対策等、ハード・ソフト両面からの幅広い対策が盛り込まれることが想定されます。また、防災性の向上のために必要な事項や、都市機能の確保、立地企業の事業継続性の向上に係る対策等を記載することも重要です。
10	都市再生安全確保計画で想定する被害は？	災害規模の基本的な考え方は、地域防災計画において通常前提としている大規模震災等の災害を想定することが適当と考えられます。その際、平日昼間の人口のピーク時だけでなく、平日夜間、休日等の時刻や季節、天候等についても想定することにより、様々な状況に応じた計画内容とすることが重要です。人口・機能の集積状況等の基礎データの収集・分析等を通じて、地域が抱える災害に対するリスクや地域資源を多角的に評価するとともに、対策の優先順位や費用対効果等を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標の設定と効果的な対策を講じてください。
11	都市再生安全確保計画は都市再生緊急整備地域内に限定されるか？	都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保に資するものであれば、当該事業又は事務が実施される場所が都市再生緊急整備地域外であっても都市再生安全確保計画に記載することができます。例えば、都市再生緊急整備地域外の隣接する公園や公益施設等を活用すること等が考えられます。また、大都市の主要駅は、複数の行政区にまたがっているところも多いため、計画推進には行政区にとらわれず、複数の行政機関間が連携した取組が必要です。
12	都市再生安全確保計画を変更することは可能か？	当初の計画策定時点で、当該エリアで課題となる項目を全て盛り込んだ計画を策定することは必ずしも必要なく、例えば、エリアにおける合意形成が進んだ項目について先行して計画を策定したうえで、エリア内での検討状況を踏まえて、段階的に計画項目を追加していく方法も可能です。また、地域における防災に関する訓練から得られる成果や地域の状況の変化等に応じて、計画内容に関する検証を進め、その検証結果を計画の充実にいかしていくことが重要です。

Ⅲ：Q＆A集④

No.	Q	A
13	都市再生安全確保計画の作成に伴い発生する責務は？	都市再生安全確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければなりません。また、都市再生安全確保計画の実効性を高める観点から、都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体に対しては、本計画に記載された内容に従い事業又は事務を実施する義務が課されることになります。
14	都市再生安全確保計画の取組に対する支援メニューは？	都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体等について、建築物の建築や耐震改修等の際の建築確認手続等のワンストップ化、都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例、備蓄倉庫等の都市公園の占用の許可の特例、及び都市再生安全確保施設に関する協定制度等が適用されることとなります。また、都市安全確保促進事業（国土交通省）等の予算支援措置や、都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置（固定資産税等）も講じられています。
15	民間一時滞在施設に係る管理責任の範囲は？	民間一時滞在施設では、施設管理者は、善良な管理者として通常期待されるレベルの注意義務（善管注意義務）をもって、受け入れた後の対応をする必要があります。しかし、善管注意義務を果たしても施設管理者は損害賠償責任を問われる可能性があります。この場合には、国、都道府県及び市町村に積極的な協力を要請することと併せて、事前の備えとして、施設管理者と受け入れ希望者とが受け入れ条件（建物・施設の瑕疵に基づく損害賠償責任の免責特約等を含む。）について合意した上で利用してもらうという契約行為が有効となります。 ※参考：内閣府（防災担当）「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」
16	民間一時滞在施設に係る備蓄品等の確保は？	被災者の救急・救助活動、消火活動等の災害応急活動を優先する発災後72時間は、帰宅困難者等の大量発生による混乱や事故等を防止するため、3日分の備蓄が必要とされています。行政や関係機関との連携により、災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討してください。また、施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を整備し、保存しておくことが望ましいです。 ※参考：内閣府（防災担当）「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」

Ⅲ：Q＆A集⑤

No.	Q	A
17	地域防災計画との関係は？	都市再生安全確保計画は、地域の災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項等を内容とする地域防災計画と調和する必要があります。都市再生安全確保計画の作成に当たっては、関係地方公共団体の地域防災計画との整合が十分図られたものとしてください。
18	地区防災計画との関係は？	平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。地区防災計画及び都市再生安全確保計画の作成に当たっては、効果の異なる二つの計画の利点を活かし、相互に連携して進めることにより、地域の防災機能が向上する可能性があります。
19	国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）との関係は？	国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）は、都道府県又は市区町村が主体となり、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるべきものとして定めることができるものです。地域強靱化計画を策定した場合は、国土強靱化に関する部分については、地域強靱化計画を指針として、都市再生安全確保計画の作成や必要な見直しを行うこととなります。
20	他の防災対策制度（首都直下地震対策等）との関係は？	平成25年11月に制定され、同年12月に施行された「首都直下地震対策特別措置法」において、同法に規定する「基盤整備等計画」については、認定を受けた首都中枢機能維持基盤整備等計画を都市再生安全確保計画とみなして、都市再生緊急整備地域外であっても、備蓄倉庫の容積率の緩和など都市再生特別措置法の規定の適用ができることとされています。

Ⅲ：Q＆A集⑥

No.	Q	A
21	退避施設を一時滞在施設と表記しても構わないか？	用語について、自治体で使用しているものをそのまま使用して構いませんが、法律用語との対照を用語集へ記載するか用語の後ろに括弧書きすることが望ましいです。 例：一時滞在施設（退避施設）
22	都市再生安全確保計画の策定は全員合意が必要か？	都市再生安全確保計画の協議会が会議において協議を行うために作成する会議の規約について、標準的な規約では「出席者の過半数で決する」とありますが、都市再生安全確保計画を作成・変更する場合は都市再生特別措置法のとおり、国・自治体・計画に記載された事務及び事業の実施者の全員合意となります（それ以外の構成員の合意があることが望ましい）。一方で、議長の選出や避難訓練の実施等の計画作成以外の内容については、過半数の同意で構いません。
23	都市再生安全確保施設に関する協定とは？	都市再生安全確保施設に関する協定及び管理協定は、一般的に自治体が退避施設等を確保するために民間事業者等と締結する協定とは異なり、公告縦覧等の一定の手続きが必要となります。 これらの協定を締結することにより、所有者が代わった場合でも協定の効力が継続する「承継効」が付与されます。また、管理協定を締結した備蓄倉庫については、固定資産税・都市計画税の特例の対象となります。